

ポータブル灯油暖房機による不完全燃焼事故

平成18年、建物2階北西角仮安置室が異常に煤けた状態にあり、不完全燃焼事故が考えられた。

仮安置室はエアコンによる暖房であるが、FF灯油暖房機が無断設置されていた。しかし、吸排気筒より不完全燃焼事故は考えにくく、FF灯油暖房機無断設置以前に換気設備を作動させることなくポータブル灯油暖房機を使用したことによる不完全燃焼事故が考えられた。

不完全燃焼事故はFF灯油暖房機の製造年から平成14年～15年の冬期間に発生したものと思われ、建物診断調査を行うこととしていたことから、建物診断における調査事項を追加することとした。

帰り際、㈱博善社社員に不完全燃焼事故を疑っていることを伝えず、仮安置室が汚れていた事実だけを話した。

建物診断調査は平成18年8月19日と8月25日の2度に分け行われた。結果、推測通り不完全燃焼事故が発生していたことが確認された。

建物調査時の仮安置室は天井・壁材が貼り替えられる隠蔽が為されていた。

竣工写真 西面



北面



平成19年撮影



エアコン部分 拡大写真



FF 灯油暖房機 オイルサーバー

天井クロス貼り替えによるエアコン脱却により元の位置に設置されておらず、隙間が生じている。

事故後、エアコンの点検は行われた形跡はなく、フィルターの交換は行われていないものと思われる。



現在、クロスを上張りした為の下地のクロスの汚れが浮き出ている状況にある。